



7 消安第 336 号
令和 7 年 4 月 10 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

国内における馬インフルエンザの発生に伴う防疫対策の徹底について

本年 4 月 8 日、熊本県の馬（重種馬）飼養農場 3 戸において、我が国では 2008（平成 20）年以來となる馬インフルエンザ（以下「本病」という。）の発生が確認されました。現在、熊本県では、感染馬の隔離、飼養馬の移動自粛、ワクチン接種指導、施設の消毒等によりまん延防止を図っています。

本病は飛沫感染によって急速に伝播することから、馬の飼養衛生管理の徹底及び予防接種の励行により発生予防に努めるとともに、感染馬の早期発見・診断、隔離、移動の自粛、施設や器具の消毒等により感染拡大を防止することが重要です。

つきましては、貴都道府県内における馬の所有者及び馬飼養管理施設の管理者、獣医師等に対して本事例を周知し、下記を踏まえ、本病の発生予防及びまん延防止の徹底について御指導をお願いします。

また、本病の防疫対策については、引き続き、家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通達）、馬インフルエンザのまん延防止の基本方針について（平成 19 年 9 月 3 日付け 19 消安第 6606 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を踏まえ御指導いただくとともに、本病が疑われる場合は、速やかに当課に連絡するようお願いいたします。

記

1 馬飼養農場における発生予防

馬の飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底するとともに、ワクチン接種の励行により本病の発生予防を図ること。



2 感染馬の早期発見

- (1) 飼養馬の健康観察を徹底し、発熱、呼吸器症状など、本病を疑う症状を確認した時は、ただちに獣医師に連絡すること。
- (2) 獣医師は、本病が疑われる場合は家畜保健衛生所に連絡すること。または、簡易検査やウイルス遺伝子検査で陽性を確認した時は速やかに家畜保健衛生所に連絡すること。
- (3) 本病が疑われる場合は、当該馬群は他の馬群との接触を避けて飼養すること。

3 感染拡大の防止

馬インフルエンザが確認された場合は、感染馬の隔離、同居馬の移動自粛、感染馬が飼養される厩舎及び用いられた器具等の消毒等を徹底すること。また、周辺農場における監視の強化やワクチン接種の励行を図ること。

以上

写

19消安第6606号

平成19年9月3日

都道府県畜産主務部長 あて

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

馬インフルエンザのまん延防止の基本方針について

平素は、家畜防疫の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、馬インフルエンザについては、本年8月16日に日本中央競馬会の施設で飼養されている競走馬において、我が国では36年ぶりとなる発生が確認されたことから、発熱などの症状を示した馬の検査、感染馬の隔離、厩舎の消毒の徹底などのまん延防止措置に努めてきたところです。

しかしながら、新たな感染馬の確実な把握等と感染拡大を防止するための万全の措置を講ずる必要があります。このため、先月31日に開催された軽種馬防疫協議会臨時専門委員会において、「馬インフルエンザまん延防止の基本方針」を示し、馬繋養施設における基本的な防疫措置を徹底するとともに、検査陽性馬が確認されている施設等とそれ以外の施設における馬の移出入は原則として行わないこととし、やむを得ずそれらの施設間で馬の移出入を行う場合には、清浄区域等、検疫区域等及び汚染区域等を設定した上で、適切な防疫措置を実施するようお願いしたところです。

については、現在の本病の流行状況等を踏まえ、本病の新たな感染の拡大を防止する観点から、本病の適切な防疫対応をより一層推進いただきたく、別添のとおり「馬インフルエンザまん延防止の基本方針」を送付しますので、貴都道府県管内の地方競馬組織関係者、競走馬生産・育成飼養関係者、乗用馬・農用馬飼養関係者などの馬飼養関係者が行う本病の防疫対応について、ご支援・ご協力いただくようお願いいたします。

写

19消安第6606号

平成19年9月3日

関係団体(※)長 あて

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

馬インフルエンザのまん延防止の基本方針について

平素は、馬の自衛防疫の推進についてご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、馬インフルエンザについては、本年8月16日に日本中央競馬会の施設で飼養されている競走馬において、我が国では36年ぶりとなる発生が確認されたことから、発熱などの症状を示した馬の検査、感染馬の隔離、厩舎の消毒の徹底などのまん延防止措置に努めてきたところです。

しかしながら、新たな感染馬の確実な把握等と感染拡大を防止するための万全の措置を講ずる必要があります。このため、先月31日に開催された軽種馬防疫協議会臨時専門委員会において、「馬インフルエンザまん延防止の基本方針」を示し、馬繋養施設における基本的な防疫措置を徹底するとともに、検査陽性馬が確認されている施設等とそれ以外の施設における馬の移出入は原則として行わないこととし、やむを得ずそれらの施設間で馬の移出入を行う場合には、清浄区域等、検疫区域等及び汚染区域等を設定した上で、適切な防疫措置を実施するようお願いしたところです。

については、現在の本病の流行状況等を踏まえ、本病の新たな感染の拡大を防止する観点から、本病の適切な防疫対応をより一層推進いただきたく、別添のとおり「馬インフルエンザまん延防止の基本方針」を送付しますので、本病の防疫対応に遺漏のないようよろしくお願いします。

※ 日本中央競馬会 地方競馬全国協会
社団法人日本軽種馬協会 社団法人日本馬術連盟
社団法人全国乗馬倶楽部振興協会 社団法人競走馬育成協会
財団法人軽種馬育成調教センター 財団法人競馬国際交流協会
社団法人全国家畜産物衛生指導協会 社団法人日本馬事協会
全国公営競馬獣医師協会 全国公営競馬主催者協議会
日高家畜衛生防疫推進協議会 胆振家畜自衛防疫推進協議会

【馬インフルエンザまん延防止の基本方針】

1 馬の繋養施設における防疫措置

馬への本病ウイルス感染のおそれが高まる中、(1)から(4)までに掲げる事項を実施することにより、新たな感染馬の把握と防疫対策に万全の措置を図ること。

(1) 衛生管理対策の徹底

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3に定める飼養衛生管理基準に準じて馬の飼養衛生管理を行い、本病の侵入予防に努めること。また、飼養馬に対する予防接種を励行し、本病の発生予防に努めること。

(2) 早期発見・早期診断体制の確保

ア 毎日、所有者による健康状態の確認又は獣医師による臨床検査を実施すること。なお、ワクチン接種馬では臨床症状が明瞭でない場合もあるので慎重に行うこと。

イ 所有者が臨床症状(発熱、呼吸器異常)の異常を確認した時は、ただちに獣医師に連絡すること。

ウ 獣医師は、本病が疑われる場合は速やかにウイルス確認のための検査(簡易検査又はRT-PCR検査。以下「検査」という。)を行い、陽性が確認された時は、管轄する都道府県家畜保健衛生所へ速やかに連絡すること。

(3) 陽性馬が確認された際の措置

ア 検査陽性馬が確認された場合、収容されている施設、厩舎の消毒及び出入口における人の手指・衣服・靴底、馬の蹄、馬運車、馬具等の消毒を実施すること。

イ 検査陽性馬は、他の馬にウイルスを拡散させないよう、隔離の措置又は移動の制限を実施すること。

ウ 検査陽性馬との同居歴などから本病への感染が疑われる馬について検査を実施すること。

(4) 施設間の馬の移出入の禁止

本病の早期の終息を目指すためには、新たな感染の拡大を防止することが重要

である。このため、検査陽性馬が確認されている施設等とそれ以外の施設における馬の移出入は、原則として行わないこととする。

ただし、やむを得ず施設間の馬の移出入を行う場合には、原則として当該施設において、本病に係る清浄区域等、検疫区域等及び汚染区域等を厳格に設定した上で、2の防疫措置を実施すること。

2 馬の移出入条件について

(1) 定義

① 清浄区域等とは、次の条件を満たした区域又は厩舎をいう。

ア 発熱等の臨床症状を示した馬については、すべて獣医師による検査により陰性が確認されていること。

イ 統計学的に95%の信頼度で、区域等ごとに母集団における1%の感染馬を摘発できる検査頭数により少なくとも3日目及び7日目の2回の検査により陰性が確認されていること。

ウ 検査陽性馬については、陽性となった後14日間以上経過し、簡易検査で陰性が確認されなければ清浄区域等に移動させないこと。

エ アからウまでの確認がなされていない馬群との接触がないこと。

② 検疫区域等とは、移出又は移入馬の検疫を行う区域であり、高リスク馬、低リスク馬等が同居する可能性を踏まえて同居感染を防止するための対策が講じられている区域又は厩舎をいう。

③ 隔離区域等とは、陽性が確認された馬の隔離飼育を行う区域であり、他馬との接触がなく、出入り口の消毒や人の出入り制限等の本ウイルスの伝播を防止するための対策が講じられている区域又は厩舎をいう。

(2) 他の施設に馬を移出する場合

① 検査陽性馬が確認されている施設からの移出

1) 移出元における対応

ア 7日間の経過観察を行い臨床症状の異常がないことが確認された馬について、検査で陰性を確認し、馬体を消毒した上で、検疫区域等へ収容すること。

イ 検疫区域等において7日間（ウイルスの潜伏期間及び排泄期間を考慮した期間）の獣医師による臨床検査を行い、異常がなく、かつ、移出日に検査を行い、陰性が確認された馬のみを移出すること。

ウ 移出時には施設、厩舎の出入り口においてヒトの手指・衣服・靴底、馬

の蹄、馬運車、馬具等の消毒を実施すること。

ii) 移出先における対応

ア 移入馬は検疫区域等に収容すること。

イ 移入馬は検疫区域等において7日間の臨床観察並びに移入後3日目及び7日目に獣医師による検査を行い、陰性が確認された馬のみを解放すること。

iii) 移出元又は移出先において検疫中に異常が確認された場合の対応

ア 移出元及び移出先の施設の検疫区域等の臨床検査において、発熱等の臨床症状が確認された場合には、直ちに獣医師による検査を行うこと。

イ また、検査において、陽性が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、当該馬及び検疫区域等において当該検査陽性馬と同居していた馬を速やかに施設内の隔離区域等に隔離すること。

ウ イにより隔離された馬については、14日間の経過観察を行い、臨床症状に異常がないことを確認するとともに、観察後7日目及び14日目の獣医師による検査において陰性が確認された馬のみを移出又は解放すること。

② 検査陽性馬が確認されていない施設からの移出

i) 移出元における対応

検査陽性馬が確認されていない施設（施設全体が（1）の①の清浄区域等に該当するものをいう。）においては、本病が流行している状況にかんがみ、当面の間、移出に当たり以下により防疫対策を実施すること。

ア 移出前7日間の経過観察を行い、臨床症状の異常がないことを確認すること。

イ 移出日に検査を行い、陰性が確認された馬のみを移出すること。

ウ 移出時には施設、厩舎の出入口において人の手指・衣服・靴底、馬の蹄、馬運車、馬具等の消毒を実施すること。

ii) 移出先における対応

ア 移入馬は検疫区域等に収容すること。

イ 移入馬は検疫区域等において7日間の臨床観察並びに移入後3日目及び7日目に獣医師による検査を行い、陰性が確認された馬のみを解放すること。

iii) 移出先において検疫中に異常が確認された場合の対応

(2) の①の iii) と同じ対応をとること。

3 疫学調査

本病の早期の終息及び感染経路の究明を図り、今後の防疫措置に資するため、早急に疫学調査体制を構築するとともに、次の事項について調査を実施すること。

① 流行状況の把握

本病流行の拡大・終息傾向などウイルスの動きを把握するため、施設ごとの定点において経時的な検査を実施すること。

② 疫学調査情報の収集・整理

実施した検査データ、検査陽性馬の移動歴など疫学情報について、経時的かつ個体・施設ごとに収集し整理すること。